

現行計画の進捗状況（目標指標の状況等）

資料1-3

策定項目	進捗・取組状況										
1 社会的養育の体制整備の基本的考え方	—										
2 当事者である子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親等委託や施設入所措置時の権利ノート配布を継続。今年度、権利ノートを改訂し、効果的な活用について検討する。 ・ 児童福祉法の改正（令和6年4月1日施行）に伴い、今年度から意見表明等支援事業に取り組み、こどもが意見を表明しやすくする仕組みを整備している。 <p>※意見表明等支援事業 一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が訪問し、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する。</p>										
3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等	<table border="1" data-bbox="479 896 2013 1050"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画策定時 (H31/R1)</th> <th>目標値(R6)</th> <th>現状(R5末)</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども家庭総合支援拠点設置市町村数</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>達成</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内15市町村全てに子ども家庭総合支援拠点が設置済（令和5年度末時点）である。 ・ 児童福祉法の改正（令和6年4月1日施行）に伴い、市町村ではこども家庭センターを設置することが努力義務とされ、現時点では12市町で設置済みである。 ・ 令和4年度から富山児童相談所に市町村支援担当児童福祉司を1名配置し、市町村への助言や援助にあたる体制を整備している。 ・ 市町村虐待対応担当者向けの研修を実施し、市町村の人材育成を支援している。 		計画策定時 (H31/R1)	目標値(R6)	現状(R5末)	達成状況	子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	2	15	15	達成
	計画策定時 (H31/R1)	目標値(R6)	現状(R5末)	達成状況							
子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	2	15	15	達成							

策定項目	進捗・取組状況
------	---------

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	—
-----------------------------	---

5 里親等への委託の推進		計画策定時	目標値		現状	見込み	達成状況
		H30	R6	R11	R5年度末	R6年度末	
里親等「委託率」	3歳未満	30.8%	46.0%	66.7%	20.0%	30.0%	未達成
	3歳以上就学前	4.3%	35.0%	66.7%	50.0%	45.8%	達成
	学童期以降	20.2%	27.0%	33.3%	19.0%	21.2%	未達成
	全体	18.5%	30.0%	40.0%	24.4%	26.9%	未達成
「委託」里親等世帯数		20	30	40	25	28	未達成
「登録」里親世帯数		77	—	—	108	115	—
児童相談所の里親養育支援児童福祉司設置数		0	設置を目指す		2	2	達成

※里親等委託率…里親・ファミリーホームへの委託児童数/代替養育が必要な児童数(里親等委託児童数+施設入所児童数)
 ※委託里親等世帯数…実際に児童が措置されている里親世帯・ファミリーホーム数
 ※令和6年度見込み数の算出方法について

- ・里親等委託率：令和6年4月～8月末までの確認可能な入退所児童の状況から推計し算出
- ・委託里親等世帯数：令和6年4月～8月末までの確認可能な委託里親世帯数から推計し算出
- ・登録里親世帯数：過去5年間（H31～R5年度）までの平均増加率と同様に増加するものとして算出

・登録里親世帯数は徐々に増加し、令和5年度末で108世帯となっているが、里親委託率や委託里親等世帯数の増加幅は目標に達していないものが多い。

策定項目

進捗・取組状況

5 里親等への委託の推進

- ・当県の里親委託率や委託里親等世帯数の増加が十分でない理由としては、主に以下の要因があると考えられる。

【実親の同意】

- ・実親にとっては、こどもを他の家族に育てられることへの抵抗感や不安感がある場合がある。

【こどもの状況】

- ・被虐待経験のある児童等については、児童養護施設等での生活のほうに適している場合がある。

【委託可能な里親世帯】

- ・家族状況の変化（育児介護、仕事、受託中の児童の状況）等の理由から、登録里親世帯数が増加しているにも関わらず、実際は受託困難な場合がある。

- ・里親支援体制については、日本赤十字社富山県支部へ里親支援機関業務（里親への相談支援、研修、里親制度の普及啓発等）を委託し、児童相談所と連携した支援を継続的に実施している。
- ・令和3年度から富山・高岡児童相談所に里親養育支援児童福祉司を1名ずつ配置している。
- ・また、令和4年度から児童養護施設ルンビニ園に里親支援専門相談員が1名配置されている。

策定項目

進捗・取組状況

6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

	H31/R1	R2	R3	R4	R5
児童相談所を通じて成立した特別養子縁組の成立件数	3件	1件	2件	0件	3件

- ・ こどもの最善の利益の実現に向け、児童相談所では特別養子縁組を希望する里親に対し、継続的な相談や情報提供等の支援を行っている。
- ・ 県内には民間あっせん機関としての活動を希望する民間団体等はなし。

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

	計画策定時 (R1)	目標値 (R6)	現状 (R5末)	達成状況
乳児院、児童養護施設における小規模化・高機能化された生活単位数	3	増加	4 ※R6. 4. 1から6	達成
児童家庭支援センター設置数	0	設置を目指す	1	達成

- ・ 児童養護施設における小規模化・高機能化された生活単位数は4単位に増加している。
(令和5年度末時点：高岡愛育園3単位、ルンビニ園1単位)
- ・ 児童家庭支援センターは、令和4年10月に一般社団法人ストレングス（射水市）が児童家庭支援センターを開設している。
- ・ 県では施設職員の資質向上のための研修開催や外部研修受講費用を支援している。

※児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化
「できる限り良好な家庭的環境」である小規模かつ地域分散化された施設において、児童養護施設等の入所児童のみならず、地域の実情に応じた地域の子どもや里親等への在宅支援や、特定妊婦の支援等、地域における家庭養育の先駆的な支援を行うもの。

策定項目

進捗・取組状況

8 一時保護改革

- ・ 令和4年4月に高岡児童相談所が移転新築したことに伴い、定員が2人増となり、全室個室化され、居住性が向上した。
- ・ 一時保護施設の定員は現在、富山児童相談所12人、高岡児童相談所10人となっている。
- ・ 県内児童相談所における一時保護件数は増加傾向にある。乳児院や児童養護施設等への一時保護委託件数も増加している。

〔児童相談所における一時保護件数及び一時保護延べ日数〕
※（ ）は一時保護委託件数で内数

	H30		R5	
	件数	延べ日数	件数	延べ日数
富山	66 (19)	1482 (405)	124 (38)	2024 (518)
高岡	45 (8)	1500 (253)	98 (16)	2887 (707)
計	111 (27)	2982 (658)	222 (54)	4911 (1225)

9 社会的養護自立支援の推進

- ・ 児童自立生活援助事業所 I 型が 1 か所（自立援助ホームうなづき）設置されている。
- ・ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（生活費、家賃、資格取得費の貸付）により、施設退所者等へ必要な経済的支援等を行っている。
- ・ 身元保証人確保対策事業を継続。措置解除後の就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際の身元保証人を確保し、自立を支援している。

策定項目

進捗・取組状況

10 児童相談所の強化等

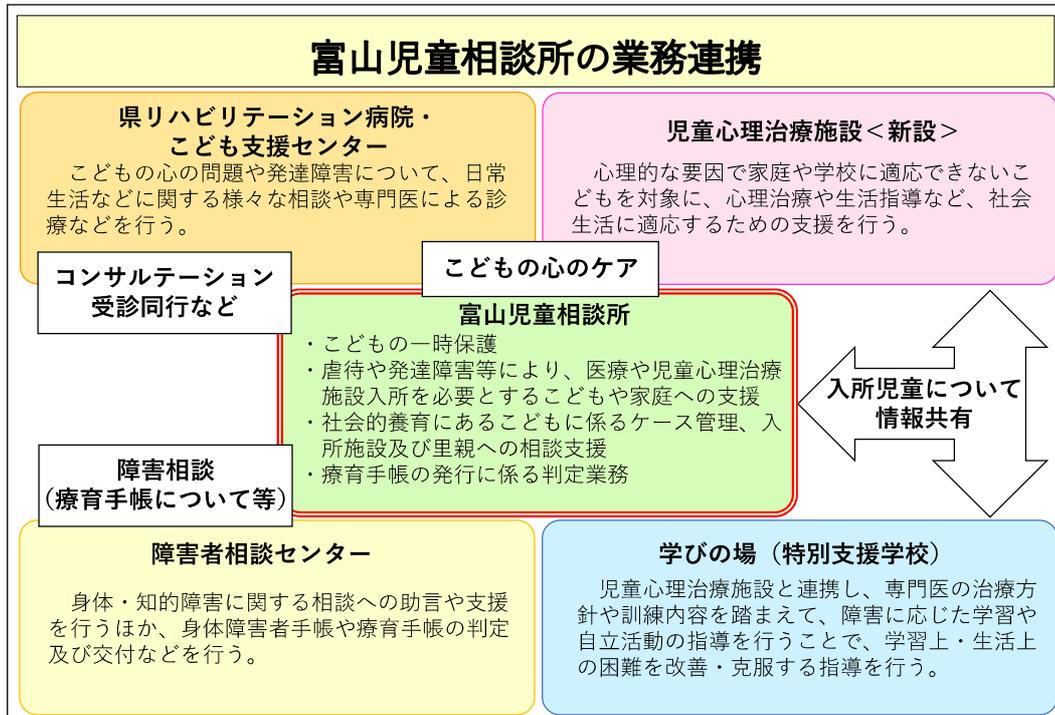
児童相談所配置人数	計画策定時(H31)	目標値		現状	達成状況
	H31.4.1	R4	R6	R6.4.1	R6末見込み
児童福祉司数	28	国の定める配置基準を満たす		40	達成
うち指導教育担当(SV)児童福祉司	5			7	
うち市町村支援児童福祉司	0			1	
うち里親養育支援児童福祉司	0			2	
児童心理司数	14			19	

- ・ 本県では、児童福祉司、児童心理司、指導教育を行う児童福祉司の数は、国の定める配置基準を踏まえ、次のとおり告示で定めている。
 - 児童福祉司：富山児相23人 高岡児相16人（計39人）
 - 指導教育担当児童福祉司（SV）：富山児相4人、高岡児相3人（計7人）
 - 児童心理司：富山児相11人、高岡児相8人（計19人）
- ・ 令和5年3月に富山県児童相談所等機能強化基本計画を策定し、機能強化を推進している。
- ・ 令和5年4月から現役警察官が高岡児童相談所に配置され（富山児童相談所と兼務）、警察との連携強化を図っている。
- ・ 職員の資質向上に向け、令和6年度から児童相談所職員の資質向上のための研修を体系化している。
- ・ 富山児童相談所について、CiC5階と県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地の2拠点体制に向けた整備を進めている。

富山児童相談所の2拠点化について

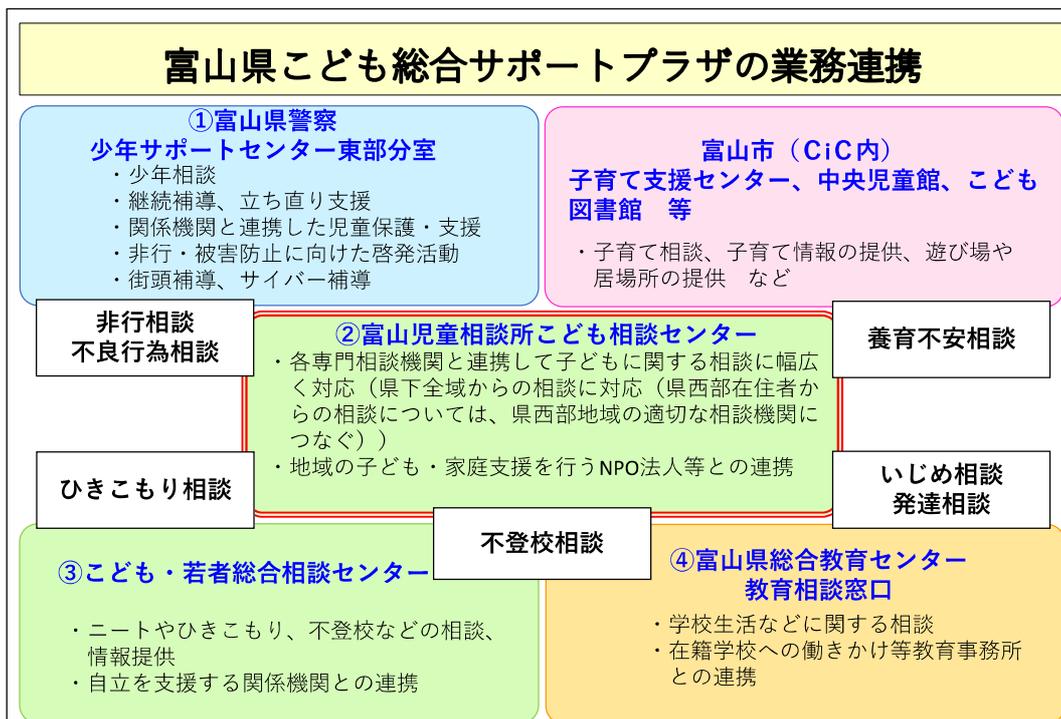
1 富山児童相談所（富山県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地）

- ・ こどもの一時保護
- ・ 虐待や発達障害等により、医療や児童心理治療施設入所を必要とするこどもや家庭への支援
- ・ 社会的養育にあるこどもに係るケース管理、入所施設及び里親への相談支援
- ・ 療育手帳の発行に係る判定業務



2 富山県こども総合サポートプラザ（富山ステーションフロントC i C 5階）

- ・ 各専門相談機関が連携して、こどもに関する相談（ひきこもり、ニート、不登校、いじめ、非行・不良行為など）に幅広く対応



富山県こども総合サポートプラザ



施設の概要

○所在地 富山ステーションフロントC i C 5階

○名称 富山県こども総合サポートプラザ

- ・富山児童相談所こども相談センター : こども相談全般
- ・県総合教育センター教育相談窓口 : いじめ、不登校 等
- ・富山県こども・若者総合相談センター : ニート、ひきこもり 等
- ・県警少年サポートセンター東部分室 : 非行、不良行為 等

○延床面積 約383m²

○開設時期 令和7年4月（予定）

施設の構成



施設の特徴

1 相談者が利用しやすい雰囲気づくり

「正面入口」周辺は、県産材を使用したやさしく落ち着いたデザイン

2 相談者のプライバシーに配慮した環境づくり

遮音性の高い個室の「相談室」において、相談者に寄り添った丁寧な相談対応

3 4つの相談機関の連携による相談支援

様々な悩みや課題が複合するケースは、4つの相談機関が「連携会議室」において協議し、幅広い相談支援

相談対応フロー

相談者

① 相談申込み

② 相談受付票の記入

総合窓口 ※総合相談員（富山児童相談所こども相談センター職員）が対応

③ 相談者が抱える悩み、課題等の整理

④ 専門相談員による面談（相談内容により、複数の専門相談員で対応）

富山児童相談所
こども相談センター

県総合教育セン
ター教育相談窓口

県こども・若者総
合相談センター

県警少年サポート
センター東部分室

こども相談全般、いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、非行等の幅広い相談に対応

様々な悩みや課題が複合するケースは連携し対応

⑤ チーム検討連携会議

継続相談、適切な支援機関につなぐ

必要に応じて

家庭や学校などの現場に出向く

担当：こども家庭室こども未来課